

令和 2 年第 2 回 邑南町議会定例会（第 1 日目） 会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 3 月 2 日（令和 2 年 2 月 18 日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 令和 2 年 3 月 2 日（月） 午後 1 時 15 分

散会 午後 4 時 54 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 1 0 番清水優文

6. 出席議員 1 4 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 0 番	清水 優文						

8. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

令和2年第2回邑南町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月2日（月）午後1時15分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定及び和解について（車輛の損害））

報告第2号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定及び和解について（車輛の損害））

報告第3号 例月現金出納検査結果報告について

報告第4号 令和元年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第2号 副町長の選任の同意について

日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第3号 邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

日程第9 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議案第 5 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 6 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 10 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 11 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 12 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 13 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 14 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 15 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 16 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第 17 号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第 11 議案の上程、説明

- 議案第 18 号 指定管理者の指定について（久喜林間学舎）
- 議案第 19 号 邑南町課設置条例の一部改正について
- 議案第 20 号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 22 号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 23 号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 邑南町町営バス条例の一部改正について
- 議案第 25 号 邑南町バス料金条例の一部改正について
- 議案第 26 号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正について

- 議案第 27 号 邑南町印鑑条例の一部改正について
- 議案第 28 号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第 29 号 邑南町医師住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 30 号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 31 号 邑南町香木の森公園条例の一部改正について
- 議案第 32 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 33 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 34 号 邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 35 号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 36 号 邑南町 UI ターン者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 37 号 邑南町グラウンド等施設条例の一部改正について
- 議案第 38 号 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正について
- 議案第 39 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止について
- 議案第 40 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 41 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 42 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 43 号 町道の路線の廃止について
- 議案第 44 号 町道の路線の認定について
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 46 号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 47 号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 48 号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 49 号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について

議案第 50 号 令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第 4 号について

議案第 51 号 令和 2 年度邑南町一般会計予算について

議案第 52 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 53 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 54 号 令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 55 号 令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第 56 号 令和 2 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

議案第 57 号 令和 2 年度邑南町水道事業会計予算について

日程第 12 陳情文書表

陳情第 1 号 使用が急速に増えている「ネオニコチノイド系」殺虫剤の使用規制を国に働きかける陳情

令和2年第2回 邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和2年3月2日（月）】

—— 午後1時15分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

開会宣告

●山中議長（山中康樹） ただ今から、令和2年第2回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番平野議員、4番和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

●山中議長（山中康樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月13日の12日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月13日の12日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長施政方針

●山中議長（山中康樹） 日程第3、町長施政方針。これより町長に施政方針を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和2年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします令和元年度補正予算案及び令和2年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。まず、本町における財政状況は引き続き厳しい状況にあります。大幅な税収の増額が期待できないうえに、経常収支比率や実質公債費比率が高く、財政の硬直化や公債費が財政を圧迫する状況が続いており、必要な事業を実施しながらも、将来に向け持続可能な財政基盤を構築すべく行財政改善計画を着実に実行しなければなりません。このような財政状況を踏まえ、本町の令和2年度当初予算は、『おおなんの強みを活かすまちづくり』をテーマとし、①町内消費率を向上させて町内経済循環の拡大を図る、②各地域の拠点を結ぶ交通ネットワークの整備、③魅力ある邑南町農林業づくり、④切れ目のない子どもの健康・子育て支援と健康長寿のまちづくり、⑤地域共生社会づくりの推進・誰もが暮らしやすい町、を重点項目に編成し、予算総額を対前年度10億2,000万円増の124億7,500万円としました。大型事業等の予算を確保した上で、可能な限り、町民の皆様さまのご要望にお応えできるよう配慮するとともに、地域経済の好循環で町民の皆様の所得と生活の豊かさを向上するため、重点項目ごとに施策を展開しまちづくりを進めていきます。主要な施策について重点項目ごとに申し上げます。まず、1番目の重点項目についてでございます。「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」についてでございますが、このことは重点項目に共通することでもあります。「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」の策定について現状を申し上げたいと思います。「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」は、12月議会において計画の基本的な構成等をお示したうえで、策定作業を重ねてまいりました。本計画は「ひと」づくりを基軸に、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるとの認識のもと「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す計画であります。本計画では4つの基本目標を設定し施策を展開いたします。基本目標1は「新しい人の流れをつくる」ことで、この間進めてきた定住促進の成果に加え、新たな観光戦略を実践することで転出入の均衡を図ること。基本目標2では「持続可能な地域づくりと安心な暮らしを確立」することで、あらゆる立場の人たちが生涯活躍できる環境を整えること。基本目標3では「稼ぐ地域をつくり、安心して働けるようにする」ことで、地域課題解決に向けた社会的起業や多様な働き方が可能な環境を整えること。基本目標4では「子育てと教育環境の充実」により、高校卒業までの子どもの人口の安定的な確保を目指すこととしています。これらの基本目標、重要業績指標、主要事業の進捗状況や、地域や民間組織との協働の状況について毎年度検証して推進してまいります。次に、地区別戦略について申し上げます。今年度で終了となる地区別戦略実現事業では、全ての地区で戦略が策定され、それぞれ主体的に事業

を实践されました。また、都市交流等の拠点整備モデル事業を活用した施設は8地区で合計9つの活動拠点が整備され、地域課題の解決を目指す法人組織の設立も進み、実施前からの組織を含めると7社となるなど、実現事業実施組織に対する期待が高まっています。こうした成果を引き継ぎ更に発展させるため、令和2年度から「地区別戦略発展事業」として推進してまいりたいと考えております。すべての地区で新たな地区別戦略の策定が進むよう支援いたしますので、各地区の積極的な取り組みに期待しています。次に、特定地域づくり事業について申し上げます。これは地域経済の活性化や地域社会の維持に取り組む町内事業者等が、単独では人材を確保する事が困難な場合に、事業者等が出資し「特定地域づくり事業協同組合」を設立する事で、組合が社会保障や給与を補償し人材の通年雇用を行い、組合員である事業所等に人材派遣等を行う事業で、費用の一部が国庫補助や交付税措置の対象となるものでございます。本町としても、対象事業や地域社会維持に取り組む事業所等の調査を実施し、「特定地域づくり事業組合」設立に向けたとりくみを進めてまいります。次に、町内消費率の向上による町内経済循環の拡大について申し上げます。地域の生活を支える商業の維持・発展を図るため関係団体と連携し、異業種交流なども進めることにより、新たな事業展開、事業承継が進むよう支援を行っていきます。そのために、邑南町しごとづくりセンターの機能を最大限生かし、あらゆる業種の経営者及び起業家に経営支援や事業承継のアドバイスなどを行ってまいります。次に、ふるさと寄附について申し上げます。令和元年度から、所属部署を商工観光課に移し、また、返礼品の業務を町内の一般社団法人に委託し事業を推進してまいりました。結果として、寄付金の額は、大きく増加しているという状況です。今後もさらに寄付額を増やしていくために、情報発信や返礼品の充実はもとより、新たな形での寄附の方法の提案などを行っていきたいと考えております。なお、令和2年度は2億円を目標としています。続いて、2番目の重点項目についてでございます。はじめに、公共交通網形成計画に沿った施策の実施について申し上げます。「公共交通ネットワークの再編」では「高齢者が利用しやすい支線交通の構築」をかね、羽須美地域に続き瑞穂・石見両地域においても、地域特性に応じた支線交通の在り方を検討することとしております。「ネットワークの要となる拠点等の整備」につきましては、道の駅瑞穂の機能強化に向けた協議を進めるとともに、主要な交通結節点となる石見高原駅のバス転回場と待合所の建設に着手します。次に、羽須美振興について申し上げます。引き続き、関係人口を切り口に地域資源の再活用を進め、産業創出と賑わいを取り戻す「はすみ再生”ふるさとリノベーション”プロジェクト」を推進するとともに、県の「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業採択を受け、デマンド交通の充実や買い物等の拠点整備、高齢者の生活支援サービスの展開等の事業推進に取り組んでまいります。次に、邑南町三江線鉄道公園について申し上げます。現在策定に向けて取り組んでいる「邑南町観光ビジョン」などもふまえて、事業展開が図れるよう条例制定の準備を進めてまいります。続いて、3番目の重点項目についてでございます。はじめに、魅力ある邑南町農林業づくりについて申し上げます。農業につきましては、新規作物の導入、産地形成へ向けた基礎づくりとして、ぶどう「神紅」の導入、リースハウスを活用した栽培支援に着手いたします。専門家の助言をいただきながら、関係者でブランド推進協議会を組織し、令和2年度は、全体で1ヘクタールのハウス整備を目標に掲げ、県立矢上高校や県立農林大学校との連携を図りながら進めてまいります。新規就農者の取り組みに合わせ、既存の集落営農法人やぶどう栽培農家の積極的な参加に期待しております。園芸振興

につきましては、県も推進しております収益性の高い園芸作物への転換を進めてまいります。これまでのハーブ米生産拡大の取り組みを検証し、今後のハーブ米生産振興を検討しつつ、水田を活用した園芸振興、収益性の高い作物として、白ねぎ等の生産を進めてまいります。この取り組みにより、共同選果場や機械の効率的な利用、集落営農法人の経営多角化、新規の就農モデルメニューとするなど、農業所得の向上につながるものと考えております。農福連携、ユニバーサル農業の推進につきましては、関係者との協同により地域資源を活かし、事業者と障がい者等をつなぐ邑南町版のシステムづくりを進めてまいります。森林環境譲与税の有効活用につきましては、森林整備や地域林業の振興のための取り組みのほか、独自事業にも取り組むこととし、令和2年度からは、木質バイオマスへの利用や町産材活用のための調査、研究に着手してまいります。また、町産材を利用した木製品の商品開発、販売等につきましては、引き続き関係者と連携しながら進めてまいります。続いて、4番目の重点項目についてでございます。はじめに、「日本一の子育て村構想」について申し上げます。平成23年度から取り組みを始めた「日本一の子育て村構想」は、令和2年度末までを計画期間として、子育て世代支援を柱とした定住対策を推進してきたところです。計画期間内に人口の社会動態が3年連続でプラスに転じたことや、国立社会保障人口問題研究所発表の将来人口の推計値が上向きに修正される等の調査結果が報告されています。島根県中山間地域研究センターとの共同研究により、この間実施してきた施策を客観的な数値をもとに検証する事と、子育て世代の実感等についての調査を開始しています。令和2年度も引き続き中山間地域研究センターとの共同研究を実施し、年度前半には検証結果のとりまとめを行い、令和2年度以降の施策展開に活かしたいと考えています。次に、県立矢上高校振興について申し上げます。現在策定中の「矢上高校将来ビジョン」では、島根県教育委員会から示された「地域協働スクール」の実現にむけた協働体制、いわゆるコンソーシアムの確立と、邑南町、邑南町教育委員会、矢上高校、石見養護学校の4者協定による事業の具現化を図る等、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した高校魅力化が図られることとなります。国の事業の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」へのエントリー等が県教委から指示されたこともあり、新ビジョン策定が令和2年度に架かることになりました。令和2年度は矢上高校教育振興会を継続しつつ、高校魅力化コンソーシアムを設立し、令和3年3月末をもって事業を引き継ぐよう予定しています。次に、切れ目ない子どもの健康・子育て支援と健康長寿のまちづくりについて申し上げます。母子保健事業につきましては、妊産婦の健康や出生後の子どものすこやかな成長を支援するため「子どもまると相談室」を総合窓口として、妊娠、出産、子育てにおいて切れ目のない支援を関係機関と連携し実施してまいります。子ども等医療費助成事業につきましては、0歳から中学校卒業までの子どもの医療費を助成する乳幼児医療費、子ども医療費助成事業を引き続き行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、各種健診を実施し、疾病の早期発見に努め、健康教室等を通じて小児期からの生活習慣病予防を中心とした健康づくりに取り組みます。産後ケア事業につきましては、出産直後に専門的なケアを行うことで、出産後安心して子育てをスタートできるように支援を充実します。子ども健康サポートネットワーク推進委員会につきましては、島根大学医学部小児科の協力を得ながら小児医療との連携を強化し、子どもの健康を守る体制づくりに努めてまいります。成人保健事業につきましては、町民誰もが生涯にわたり住み慣れた場所で、いきいきと健康で暮らし続けられるよう、健康長寿の延伸を目指し食生活改善

と運動の推進に重点的に取り組みます。具体的には、町内産の野菜を活用した「野菜プラス1」の取り組みと、ノルディックウォーキングの普及を通じ「運動実践者を増やす」ことで、子ども、青壮年期、高齢期を通じて、町民運動として取り組みます。次に、子育て支援について申し上げます。子育て世代の方々から、子どもの遊び場や遊具が少ないという多くのご意見をいただいております。令和元年度より保育所園庭を休日利用できるよう、各運営法人へお願いをしております。また、香木の森公園の一角への遊具整備や、雨天でも利用できる元気館のプレイルームの遊具も充実してまいります。また、各公民館にキッズスペースを設け、おもちゃなどを整備します。さらに自然を中心とした遊びに関わる人材育成を行うため、モンベル社との協定を行い、子どもたちのたくましさの醸成とリーダー育成などにも努めていきたいと考えています。続いて、5番目の重点項目についてでございます。はじめに、UIターン住宅相談センター事業について申し上げます。平成22年度から「邑南町UIターン住宅相談センター」として、町外からの移住者を対象に空き家・空き部屋等の情報提供等の業務を行ってきました。令和2年度は、民間賃貸住宅の建設や空き家の評価や管理等の事業を民間事業者等との協働で試験的に実施するとともに、住宅に関する情報受発信が一元的に行える体制の構築に向け官民連携して準備を進めてまいります。次に、人権に関する町民意識調査について申し上げます。平成27年12月に策定しました「邑南町人権施策推進基本方針」は、平成25年に実施しました人権に関する町民意識調査の結果を踏まえ、人権施策の基本的な方向性や行政機関・各種団体をはじめ地域ぐるみで人権教育及び啓発を計画的に推進していくためのものです。この町民意識調査から7年が経っており、また、今後、人権施策推進基本方針の見直しを行うにあたり基礎資料とするため、令和2年度に町民意識調査を実施したいと考えています。次に、地域共生社会づくりについて申し上げます。地域包括ケアシステムにおいては、公民館単位で立ち上がった第2層協議体「地域支え合い会議」を核として、今後、高齢者への生活支援を中心に、多様な取り組みの検討を進めていただきますが、令和2年度は、全公民館地区に立ち上げていただくことを目標にしております。また、「地域共生社会づくり」においては、障がい者や高齢者だけでなく、その他にも何らかの生活のしづらさを抱える方々への支援も必要と考え、令和2年度は、そういった方が社会へつながっていくための支援策として、生活困窮者就労準備支援事業や家計改善支援事業などを新たに活用し、生活に困窮している方やひきこもり状態にある方への支援を拡充してまいります。最後に、その他の方針を申し上げたいと思います。はじめに、災害対応について申し上げます。災害時の避難所におけるトイレの諸問題を少しでも解消するため、個室の水洗トイレを完備したトレーラーを購入します。町内だけでなく近隣で災害が発生した場合は、応援に駆け付けることも考えております。次に、機構改革について申し上げます。課の設置については、今定例会に議案として提案しております。具体的には医療、介護、福祉にわたる医療政策の問題を担当する部署を、新たに設置しようとするものでございます。近頃、国は全国の公立病院再編を唐突に言い出すなど、病院機能を都市部に集約化する動きを強めておりますが、このような動きは地域の実情を見ないものであり、地方創生の取り組みに逆行するものであります。このままでは中山間地域や離島地域の医療が維持していけなくなるというふうに危惧しております。また、地域の実情はどうかと申しますと、医療、介護、福祉のどの部門も担い手の不足と従事者の高齢化が顕著であり、人材の確保は喫緊の問題となっております。こういった問題については、これまでは保健課の業務の一部として取り組んで

まいりましたが、この状況は今後ますます拍車がかかるであろうと考えておりまして、町としても、その政策を明確にし、島根県や大学に対して示していくためにも医療政策担当課の設置が必要と考えたところでございます。次に、国勢調査について申し上げます。国勢調査につきましては、本年10月1日を基準日として、調査が実施されます。この調査は、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とされるもので、特に交付税算定基礎となるなど重要な指定統計調査です。調査対象となる方は10月1日現在、町内に3か月以上住んでいる人又は10月1日に3か月以上住む予定の人で外国人を含みます。また入院されている方や寮生なども含まれますので漏れないよう調査を行いたいと考えています。次に、新可燃ごみ共同処理施設整備計画について申し上げます。平成31年度から施設建設工事に着手し、令和2年度は新施設の建築工事や機械設備工事に入る予定でございます。また、最終処分場施設につきましても平成31年度から事業着手し、令和2年度も引き続き埋め立て処分地土木工事を行うこととなっております。いずれも令和4年度供用開始の予定で、これらの計画に基づく事業費の負担金につきまして、引き続き令和2年度当初予算に計上しております。次に、建設関係の事業について申し上げます。国県道整備事業ですけれども、浜田作木線高見工区は、用地補償業務や高見川に架かる高見橋の橋りょう下部工事を行っていただく予定でございます。日貫地区の吉原工区は、引き続き出合橋付近から浜田側の区間について拡幅工事を進めていただく予定でございます。甲田作木線日南川工区は、明神橋の橋りょう工事を行っていただく予定でございます。また、国道261号は新たに臼谷工区に着手していただく予定でございます。仁摩邑南線荻原工区、田所国府線市木工区についても、工事を継続実施頂く予定でございます。河川改修事業の出羽川三日市工区は、右岸の護岸改修工事を実施していただく予定でございます。農業農村整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業により引き続きほ場整備等の農地農業用施設整備を実施して頂く予定でございます。また、農道整備につきましては邑南広域農道の修繕事業及び県営農道和田線改良事業を継続して行っていただく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施していただく予定となっております。続きまして、町の事業について申し上げます。町道の整備事業につきましては、落石対策、町道橋を中心とするインフラ長寿命化対策、通学路の安全対策を重点に事業を進めます。具体的には、町道青笹線の災害防除事業、羽須美地域雪田の本田橋や下口羽の釜谷橋の修繕工事、安田1号線や判場川角線などの町道6路線の改良事業を実施する予定でございます。農業・農村整備事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業としまして、防災重点ため池に指定されました67箇所のため池の内、矢上地区1箇所と日貫地区の2箇所のため池廃止工事を行う予定でございます。公営住宅の整備でございますが、下口羽に公営住宅1戸を建設する予定でございます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険制度の改正に伴い、平成30年4月から市町村は保険給付に必要な財源を都道府県に事業費納付金として納める仕組みとなりました。島根県が定めた納付金額をもとに令和2年度における保険税率を検討し、本定例会に令和2年度当初予算を提出しております。国保税率につきましては、改定を行わない方針でありますが、納付金額の算定の基礎となります医療費が増加傾向にありますので、その動向及びこれから決定される交付金の配分等を推察し、7月の本算定で最終決定とさせていただきたいと考えております。次に、国保直営診療所事業について申し上げます。矢

上診療所についてでございますが、行政報告でも申し上げましたとおり、令和2年4月から宮本雄一先生を新所長としてお迎えし、新しい診療体制となります。なお、4月からの診療時間につきましては、最終調整中でありまして、引き続き島根県や関係機関のご協力をいただきながら、より良い診療体制となりますよう、その体制を整えているところでございます。次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みについてでございますが、この事業は令和2年度から、国の特別調整交付金を財源とする島根県後期高齢者医療広域連合との委託に基づき実施するものです。高齢者医療、国保、健康づくり、介護など庁内の各課にまたがる事業となりますので、連携体制を整え事業を推進してまいります。次に、上水道事業について申し上げます。上水道事業におきましては、昨年度事業の残事業として、瑞穂東地区吉時の老朽管更新及び口羽地区土居配水池外構工事などを起債事業で実施し、有収率の向上を図ります。次に、下水道事業でございますが、特定環境保全公共下水道事業におきまして、香木の森公園エリアを公共下水道に統合する事業として、昨年度から実施しておりますが、引き続き継続事業として実施します。また、「浄化槽市町村整備推進事業」により、合併処理浄化槽設置工事を予定しており、汚水処理人口普及率の向上を進めると共に、施設の適切な維持管理に努めてまいります。次に、令和2年度当初予算案について申し上げます。令和2年度当初予算につきましては、冒頭申し上げましたように、厳しい財政状況ではありますが、大型事業等の予算を確保した上で、町民生活や町行政全般に配慮するとともに、「おおなんの強みを活かすまちづくり」を目指し5つの重点項目により施策を構築し予算を編成しました。まず、一般会計当初予算案は、合計124億7,500万円で、前年度当初予算と比較しますと10億2,000万円、率にして8.9%の増で、過去3番目の予算規模となっております。特別会計は、国民健康保険事業特別会計が14億4,400万円で4.7%の増、国民健康保険直営診療所事業特別会計が1億円で2.9%の減、後期高齢者医療事業特別会計が3億9,400万円で11.3%の増、下水道事業特別会計が9億8,500万円で3.6%の増、電気通信事業特別会計が5億5,100万円で20.3%の増となっております。一般会計、特別会計を合わせた合計額は159億4,900万円で、対前年度比では8.5%の増となっております。一般会計の総額を押し上げた要因は、邑智郡総合事務組合負担金のごみ処理施設整備事業費で4億4,454万1,000円の増、ふるさと基金の管理費や事業費で計1億9,771万3,000円の増、邑智病院負担金で建設改良費の増額などにより8,535万8,000円の増、が特に大きなものでございます。歳入の内容でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比で5,780万5,000円、率にして1.1%増額の52億5,750万円としております。令和2年度からは合併算定替の特例期間が終了し一本算定となったものの、基準財政需要額の個別算定経費の推計参考伸び率が2%とされていることや、新たな算定項目「地域社会再生事業費」が創設されたことに伴い増額となっております。特別交付税につきましては、前年度当初予算比15.8%減の5億7,761万4,000円を見込み、地方交付税合計では0.6%減の58億3,511万4,000円を見込んでおります。国庫支出金は保育所措置費の国庫負担金やギガスクール構想実現事業費国庫補助金などの増により、前年度当初予算比12.3%増の8億4,307万1,000円、県支出金はしまね定住推進住宅整備交付事業費補助金、小さな拠点づくり推進体制整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金、農業用ハウス等リース支援事業補助金の増により、前

年度当初予算比10.0%増の10億3,383万2,000円となっております。次に、歳出でございますが、普通建設事業としましては、防災無線更新事業費が3億1,390万9,000円、石見高原駅整備事業費が3,295万9,000円、邑智郡総合事務組合のごみ処理施設整備事業費負担金が7億2,871万1,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業が8,303万円、道路新設改良費が2億1,223万5,000円、口羽団地建設費が2,963万6,000円などとなっております。石見中学校については、耐力度調査費を1,134万9,000円計上し、改築に向け準備を進めてまいります。また、公債費の将来負担を軽減するため、減債基金を活用した繰上償還も考えております。令和2年度当初予算は、財政調整基金の繰り入れをせず編成することができましたが、町財政は厳しい状況にあります。将来に向け持続可能な財政基盤を構築するため、引き続き健全な行財政運営に留意するとともに、行財政改善計画の着実な実行が必要と考えております。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいり所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、人事案15件、条例案22件、補正予算案5件、当初予算案7件、その他の案件7件、合わせて56件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 教育方針

●山中議長（山中康樹） 日程第4、教育方針。これより教育長に教育方針を行っていただきます。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 令和2年3月定例議会にあたり、令和2年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解と御支援を賜りたいと思います。まず、はじめに次期学習指導要領の理念の具現化について申し上げます。これから生きる子どもたちの社会は、人口減少や国際化、益々進歩するAI技術など変化の激しい、また予測不可能な社会だと言われています。こうした社会状況を受け、国の学校教育のあり方を示す学習指導要領が改訂され、いよいよ令和2年度より小学校、令和3年度からは中学校と順次完全実施されます。新しい指導要領の前文において、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められ

る」としています。また、これからの時代に求められる教育の実現には、よりよい学校教育をとおしてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような子どもたちを育てるのかを明確にしながら地域との連携・協働による開かれた教育課程の実現が重要であるとも述べています。育てたい子ども像や学校と地域が一体となった教育は、平成29年に策定した「邑南づくり教育計画」に示したものと同一方向であると考えます。この理念の具現化のため二つの取り組みを進めていきます。まず、学校と地域との連携・協働の体制づくりについてです。邑南町においては、昨年10月から3回にわたって「地域とともにある学校づくり」委員会を開催し、保護者や多くの地域の皆様方と子どもたちの教育について議論を進めてきました。これらの取り組みにより、小中高養護学校も含めた12年間での学校と家庭、地域とが一体となって進める教育体制の素地づくりが一定程度できたものと考えています。次年度からは、今年度の取り組みを踏まえながら小学校区、あるいは中学校区など地域や校種・子どもたちの実態にあった「地域とともにある学校づくり」の体制づくりを多くの保護者の参加を得ながら計画的に進められるよう支援していきます。また、小中高養護学校教職員のタテの組織や地域学校や学校を支援する団体など地域の様々なヨコの組織を一本化することにより、邑南町の子どもたちをみんなで育てる意識を醸成できると考えます。地域や校種による組織化の状況をみながら取り組みを進めていきます。二つ目は、多様性教育への取り組みです。子どもたちがこれからの社会で生きていくためには、外国の人に限らず、様々な立場や考えの人たちと協働し共に生きていく力が益々必要になります。そのためには障がいの有無や性別、国籍などの違いを認め合う人権意識を高めることが重要です。その取り組みを進めるため、先生方への2日間研修会を継続して開催します。また、校内での多様な人権教育の取り組みをはじめ、パラリンピック事前キャンプ招致を通した障がいや障がい者理解のための取り組みを石見養護学校との交流や連携を深めながら推進していきます。今年度開催しました、障がい者スポーツのアスリートを迎えての教室も継続開催します。続いて、理念以外の子どもたちへの教育について述べます。はじめに、授業改革について申し上げます。この度の改訂で最も重要なことは、「主体的・対話的で深い学び」を創造する授業のあり方が示されたことです。邑南町では、早くから「学び合う授業づくり」の実践に取り組んできました。改訂と同じ方向にあるこの取り組みを指定校方式を継続するとともに町専門講師の指導などにより思考力・判断力・表現力など、これから求められる学力の育成に努めていきます。主体的・対話的で深い学びの実現のためには学級に、「間違っても大丈夫」など何でも心配せずに発言できる対等な人間関係が構築されることが大切です。学び合う授業づくりをとおし、対等な人間関係を築く取り組みを一層進めていきます。またその一環として、だれもが基礎的な学力をつけられるよう、学びづらさや生活しづらさを感じるなど特別な支援が必要な子どもたちが安心して学び・暮らせるよう学習支援員や生活支援員を継続し配置していきます。次に、言語活動の充実について述べます。AI技術が進歩するなかで読解力が一層求められています。すべての学習活動における対話を大切にするとともに、小学校1年生からの辞書引き学習や昨年度示した「説明的な文章の授業づくりガイド」の活用、そして学校図書館司書との連携による情報活用教育の充実により読む力や表現力の育成を図っていきます。調べる学習作品展も継続し開催し表現力を育てる場にしていきます。次に小学校の外国語活動・外国語学習については、平成30年度からの先行実施の成果を生かし、中学校との連携や国語科との関連を大切にした外国語学習の取り組みを進めます。

また、今年度作成します「邑南町外国語学習のあり方」に基づいた教員研修により授業改善を進めるとともに、外国語指導助手を1名増員し小中学校の外国語・英語学習の一層の充実を図っていきます。さらには、外国語を学ぶことの意欲づけになるよう英語を母国語としないフィンランドの小中学校との交流ができるよう取り組みを進めていきます。次にプログラミング教育についてです。小学校におけるプログラミング学習のねらいは、筋道を立てて考えるなど論理的な思考力を様々な教科の中で育てて行くことにあります。各教科の学習においてプログラミング的思考を意識させるためには、パソコンを使わないプログラミング学習や実際にパソコンを使ったプログラミング体験学習をすることが効果的だと言われます。そのために必要な教具を購入するとともに指導体制を整えます。また、国の事業を活用し、令和2年度中に町内全小中学校のインターネット環境整備を行います。タブレットの整備については、国の計画により、小学校5・6年生、中学校1年生全員への整備を進めていきます。次に多様な農業後継者育成のための計画策定について述べます。これまでも、中学生を対象にした農林業の学習や一校一菜活動に取り組んできましたが、それぞれに課題があり十分な成果をあげることができていません。こうしたことを踏まえ、農林振興課と共同し、多様な農業後継者を育成していくための学校や地域での学習や活動のあり方を協議する検討委員会を設置し、計画の策定に努めます。子どもたちへの教育の取り組みは、学校だけでなく、花まる算数教室や読み語り、ふるさと学習での指導、あいさつ運動や子どもたちの見守り活動など多くの地域の皆さん方のボランティア活動により支えられています。これらの取り組みは、子どもたちの心を育て、ふるさとへの思いを育てることにつながっています。地域の皆様方には、一層の御理解・御協力をお願い申し上げます。次に生涯学習課関係について述べます。まずはじめにパラリンピック関係です。これまでフィンランドのゴールボールチームの事前合宿招致の取り組みをすすめてきました。残念ながら、フィンランドチームは東京大会への出場ができませんでした。しかし、障がい者理解を一層広げていくこと、またこれまでのフィンランドとの交流を大切にするとの考えからの事前協定により、今年の4月28日から5月6日の間の合宿を受け入れることとしました。日本チームとの国際試合や地域の皆さんとの交流を図り、障がい者理解を一層進めていきます。また、オリンピックの聖火リレー、パラリンピックにおける聖火の採火についても地域の皆様方の御協力を得て取り組んでいきます。中高生をフィンランドへ派遣し、実際に訪れないと体感できない異文化を体験できるよう、次年度も交流派遣事業を継続します。これら一連の事業にかかる経費の三分の二は、国のホストタウン事業や県補助金を活用するとともに、今申請しています国の調査事業により実施をしていく予定です。次に社会教育について申し上げます。これからの公民館のあり方を「地域住民と行政の協働づくりの場」としました。健康や福祉、地域づくりなどの課題と住民の皆様とをつなぐ「学び」と「交流」を模索してきました。こうした取り組みを一層推進するとともに、一方では地域の皆様方からの自発的な取り組みがとても大切だと考えています。多くの皆様が公民館に気兼ねなく集まれる工夫とともに出かける公民館にも取り組み、身近な問題についての気づきを出し合えるような場づくりを進めていきます。また、公民館を身近な遊び場にさせていただくよう、まずは各公民館におもちゃなどを整備し、利用についての体制を整えていきます。昨年、町内中学生と矢上高校1・2年生全員を対象にしてふるさとや仕事等についての意識調査を実施しました。その結果、女子生徒のふるさとへの意識が特段に低いことが分かりました。様々な背景や原因があると考えます

が、男子も含め中学生の社会参画できる場づくりやふるさと学習のあり方などについて社会教育委員の会の皆様とも協議し、改善のためのあり方を模索していきます。また、町内でも幼児から小学校低学年の子どもたちの子育てや教育への関心が高まっています。里山での遊びや体験、親子遊びなどについて保護者、地域とで語り合う場を少しずつ広げるよう取り組んでいます。次に、ハンザケ自然館の運営について申し上げます。ハンザケ自然館は、昨年度で設置から20年を迎えました。これからの運営のあり方に生かしていくためにその歩みをまとめます。また、ハンザケ自然館を町の自然教育を一層推進していく拠点とするため、令和2年度からは町の直営方式とします。ハンザケだけに限らず邑南町の里山に棲息する動植物を多くの皆様に知ってもらうための写真展やフィールドワークなどの開催、学習プログラムの開発などを通して、守っていく活動へとつながるよう取り組んでいきます。次に、久喜銀山遺跡の国史跡指定に向けての取り組みについて申し上げます。今年度、久喜銀山の一部である縄手製錬遺跡を調査した結果、その操業が戦国時代後半から江戸初期にかけておこなわれていたことが分かりました。このことは久喜銀山全体の操業年代を明らかにするものであり大変貴重な発見となりました。この調査結果を受け、来年度はより詳細な発掘調査を行うことで操業の過程について解明するなど、国史跡の指定に向けた意見具申についての手続きを着実に進めていきます。続いてスポーツ活動について申し上げます。スポーツをとおして町民だれもが豊かな生活を営むことができる共生社会の実現をめざします。一つは、親子での体幹遊び教室の開催を継続し、運動能力はもちろん昨今その重要性が叫ばれている、集中力や忍耐力など非認知能力を親子のコミュニケーションをとおし育てます。二つには、町スポーツ推進協議会や体育協会、障がい者スポーツ協会が住民の皆様方と協働し「障がい者スポーツ体験交流会」を開催します。この取り組みにより障がいや障がい者理解を広げていきます。三つめには、NECレッドロケッツバレーボールチームやトップアスリートを迎えた子ども教室の開催により、技術の習得や交流を通じた学びを促進します。また、地域との交流に努め活性化にもつないでいきます。次に、人権・同和教育への問題への取り組みについて述べます。障がい者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法など差別を解消していくための三つの法律が施行されています。人権・同和教育推進協議会や町職員の推進員と連携し、1日セミナーや公民館での研修の充実に努めます。これまで述べてきましたように、パラリンピックの合宿招致の取り組みにあわせ特に障がい者理解を重点にした取り組みを進めていきます。次に、施設設備の整備について述べます。まず、学校教育関係です。築52年を経過し、老朽化が進む石見中学校の改築を計画しています。今年度においては、改築のための基本構想・計画の策定に取り組みしました。令和2年度には、国の補助金の前提となる耐力度調査を実施し、その結果等により、基本設計の策定に取りかかる予定にしています。校舎の完成を令和6年度末としています。また、学校の体育館の老朽化した危険なバスケットボールゴールの撤去と補強工事、屋上や体育館屋根の防水工事などの修繕・改修工事を行います。続いて、社会教育関係施設についてです。社会体育施設及び公民館のバスケットボールゴールの撤去、ならびに補強工事を行います。また、中野体育館の駐車場フェンス、瑞穂球場のフェンスの修繕工事を行います。以上、令和2年度の教育行政について、その概要について申し上げます。今後とも、議員の皆様方をはじめ町民の皆様方の御理解・御協力を頂きますようお願いを申し上げます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、教育方針は終了いたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、休憩に入らせていただきます。再開は、午後２時２５分とさせていただきます。

—— 午後２時10分 休憩 ——

—— 午後２時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

## 日程第５ 行政報告

●山中議長（山中康樹） 再開いたします。日程第５、行政報告。これより町長に、行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 第２回邑南町議会定例会の開会にあたり、１２月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。はじめに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を発端として、令和元年１２月以降、中国だけでなく世界で確認されています。このため本町では、国や県が１月３０日に緊急対策本部を設置した同日に「邑南町新型コロナウイルス対策本部」を設置し警戒を強めています。町民の皆様には、過剰に心配することなく、風邪や季節性インフルエンザなどの一般的な感染症予防と同様、手洗いやマスクを着用するなど咳エチケットを徹底し、自分のできる感染症予防をしてほしいと、啓発チラシの全戸配布、防災行政無線、ケーブルテレビ放送、町ホームページなどで呼びかけているところです。２月２６日に連絡会議を行い、町が主催する行事、会議等の中止または延期を決定しております。職員についても県外出張の自粛など順次、感染拡大防止のため自粛を行っております。２月２８日には第３回の対策本部会議を開催し、町内施設等の休館についてや、今後、町の業務が停滞や停止することがないように、優先して継続しなければならない業務や非常時に発生する業務、職員の確保計画など業務継続計画について確認しております。また、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受けて、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休校を要請する方針が２月２７日に内閣総理大臣より示されました。このことを受けて、翌日２８日に教育委員会と校長会を開き、邑南町の小中学校は、子ども達の健康・安全・命を第一と考え、３月３日火曜日から３月２４日火曜日までの間、臨時休校とすることといたしました。本町では、国や県と連携を密にして町民の皆様の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、情報収集に努めるとともに、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。次に、「道

の駅瑞穂」再整備基本設計の進捗状況について申し上げます。平成29年度策定の「基本構想」、平成30年度策定の「基本計画」を基に、本年度は「基本設計」策定に向け検討委員会を設置し、一つは運営体制、二つは施設の規模・機能等、三つは一体型整備に向けた資料作成、そして四つは施設のコンセプト等について検討してきました。今後はこの基本設計をもとに国道管理者との一体型整備の実現に向けた具体的な手続きに入れるよう関係機関との協議を進めてまいります。次に、邑南町地区別戦略実現事業について申し上げます。平成27年度に計画を策定し28年度から4年間実践された「地区別戦略実現事業」については今年度が最終年度となりました。先月の2月15日には各地区の実践者の皆を始め、町内外から約200名が参加して「年度末報告会」を行ったところであります。この報告会においては各地区の皆さんがこれまでの取り組みを振り返るとともに、次のステージに向けての機運を高めるものとなりました。また、今年度も実施しました「地区別戦略拠点整備事業」による事業提案では、これまでのコンペの中で最多となる4団体から提案があり、阿須那地区が採択されました。阿須那地区では、平成30年3月に廃線となったJR三江線宇都井の駅の近くにある旧服部医院を交流カフェに改修し交流人口、関係人口の拡大を目指す取り組みを進めておられます。この取り組みは大手旅行会社JT B主催のJT B交流創造賞の優秀賞を受賞されるなど、町外からも高く評価されています。次に、平成30年度に策定した「邑南町地域公共交通網形成計画」の実施状況について申し上げます。目標1「公共交通ネットワークの再編」では、本年度は再編事業実施に向けた再編実施計画の策定を進めています。具体的には「高齢者が利用しやすい支線交通の構築」では、羽須美地域内の支線再編に取り組み、令和2年4月からは三江線代替交通の運行も羽須美地域デマンド運行に移行する再編案が承認され、羽須美地域内であれば、自宅から目的地までのデマンド運行が実現する事となりました。また、目標2「ネットワークの要となる拠点等の整備」では、県道改良工事に合わせ交通結節点となる石見高原駅の用地買収と敷地造成に関する測量設計を実施しました。目標3と目標4では、JR西日本との共同で「地方版Ma a S」の構築に向けた研究を開始し、本年3月には効率的な運行管理システム導入やバス情報等のデジタル化に向けた実証実験を開始する事になりました。併せて目標5・目標6にある、新たな公共交通利用者の獲得や利用促進についても、小さな拠点づくりや観光戦略と連携した事業の検討に着手したところです。次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について申し上げます。本日3月2日までパブリックコメントとして意見を求めている、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020では、現計画の人口目標「2060年に、1万人の人口維持をめざす」は変更せず、新たに定住人口だけに頼らない地域づくりとして、関係人口へのアプローチを加えています。また、新しい時代の流れを力にするため四つの基本目標を設定し、まちづくりを進める計画です。具体的には、総合振興計画にある六つの基本目標31施策のうち、「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」に関する施策を、第3章で具体的な施策の展開として示しています。施策展開の視点の一つ「民間との協働」では様々な組織と連携した事業展開を目指すこととしています。第4章では合併以降の地域づくりを振り返りつつ、多様な地域運営組織の育成を掲げ、計画づくりから始まる新たな地区別戦略の推進や社会的起業に挑戦する組織の支援を掲げています。次に、旧水明カントリークラブで行われている太陽光発電事業の進捗状況について申し上げます。ゴルフ場跡地から、中国電力株式会社羽須美変電所まで送電線を埋設する工事は完了し、ゴルフ場跡地への太陽光発電設備設置工事が

実施されています。完成予定は令和3年3月、4月に各種試験を行い5月より送電が開始される予定です。完成後は約1万2000戸分の電気が賄える発電事業となります。本年2月末時点で設置予定の総パネル数約12万7000枚の内約5万枚の設置が完了、工事の進捗は約40%です。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。令和2年度の矢上高校入学志願者数は、普通科定員60人に対し70人、産業技術科定員35人に対し29人で、推薦選抜を含めた定員95人に対し志願者合計は99人という結果となり全体で倍率も1.04倍と1倍を超えました。特に普通科については1.17倍の高い倍率となりました。これまで、町内志願者を増やすため、町内中学生のオープンスクール参加者を増やすよう取り組んできた成果ではないかと考えています。引き続き、地元中学生に加え、町外・県外の中学生にも魅力的な高校となるよう一層努めてまいります。次に、矢上高校生の活躍について申し上げます。1月12日に大田総合体育館で開催されました全国高等学校選抜卓球大会シングルス2部島根県予選会の女子シングルスにおいて、普通科2年の三浦七夕さんが優勝されました。三浦さんは、3月25日から28日に千葉ポートアリーナで第47回全国高等学校選抜卓球大会に出場される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により中止となりました。大変残念な事ではありますが、功績をたたえこれからの活躍を期待したいと思います。次に、邑南町しごとづくりセンターについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、昨年10月から相談業務を再開しており、2月21日現在で、相談件数が250件で、目標件数をすでに上回っており順調に運営がなされているところです。今後も関係機関と連携を取りながら相談者にしっかりと寄り添い、要望を聞きながら着実に成果を上げていきたいと考えております。次に、ふるさと寄附について申し上げます。昨年の4月から2月21日までの間に寄せられたふるさと寄附金の額は、約1億5,500万円となっており、前年度、平成30年度の約5,000万円から比べると大きく増加している状況です。また、昨年12月には、1か月の間に約7,700万円の寄附が寄せられ、全体の約半分の寄附が12月の1か月間だけで集まったということになります。今後もさらに寄附額を増やすために、きめ細かく対応していきたいと考えております。次に、観光戦略立案事業について申し上げます。現在、島根県立大学総合政策学部の田中恭子准教授を委員長として検討委員会を3回開催し策定業務を進めているところです。3月4日には第4回の検討委員会を開催し、最終的なビジョンの取りまとめに向けて編集作業に入りたいと考えております。次に、邑南町女性活躍・子育て応援企業の認定について申し上げます。女性の活躍及び子育て支援に積極的に取り組む事業所等を認定・表彰するとともに、その優れた取り組みを広く公表することにより、町内事業所等における女性活躍及び子育て支援の一層の促進を図ることを目的として、このほど町内を対象に事業所の募集を行いました。その結果、複数の事業所から認定の申請がありました。今後、認定審査会を開催して審査をさせていただいた後、認定された事業所に対して、3月24日に認定証の交付を行い、表彰式を開催する予定となっております。次に、いわみ温泉霧の湯の温泉施設の休業について申し上げます。いわみ温泉霧の湯の温泉施設は、くみ上げポンプの故障のため、水道水を沸かして営業している状態が続いておりましたが、雲海の要請もあり、3月1日からは温泉施設に限って営業を休止しております。なお、営業の再開は4月中旬を予定しております。次に、「おおなん魅力アップ女性会議」について申し上げます。女性会議は、本町の男女共同参画社会の推進をめざし、平成27年度から開催しており、今年度で5年目を迎えました。女性の住みたい町、だれもが

住みたい町づくりについて、公募した10名の委員の方から多様な視点でのご意見をいただき、12月4日に提言書を受け取ったところです。意見交換では、経済的なゆとりだけでなく、社会とのつながりを持ち精神的なゆとりを持って暮らすための取り組みや、行政と町民の距離を縮め、暮らしの実情に即したより良い行政サービスの提供を行うための提案、また、年齢問わず意欲に応じて学ぶ力や広い視野を培うことができる環境づくりや、安心安全に暮らせる環境づくりへの提案などがありました。一つでも二つでも実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。次に、地域保健福祉計画の一部変更についてでございます。「邑南町地域保健福祉計画」のうち、策定後5年を経過します「子ども・子育て支援事業計画」について、昨年度より改定作業を進めてきました。昨年度実施しました事前のニーズ調査では様々なご意見をいただき、これらをふまえて、先般、パブリックコメントも終え、変更案を今議会に提案しておりますのでよろしくお願いいたします。なお、新年度におきましても、同じく「邑南町地域保健福祉計画」の中で計画期間が満了します「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」の4つの計画の改定を行う予定でございます。次に、邑南町子ども健康サポートネットワーク事業について申し上げます。この事業は、令和元年8月22日に子どもの健康課題の解決を図るため、島根大学医学部小児科、島根県、公立邑智病院、学校、保育所などとともに「邑南町子ども健康サポートネットワーク推進委員会」を立ち上げスタートいたしました。今日まで関係者の話し合いや学校関係者へのヒアリング、専門職研修会等を行っております。この会に島根大学医学部や公立邑智病院の小児科医師に入っていたことで専門的なご助言がいただけるようになり、より小児期の生活習慣病予防等の取り組みが推進されるようになりました。次に、受動喫煙防止対策について申し上げます。平成30年7月「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和元年7月から病院、学校、児童福祉施設、行政機関等の第1種施設が原則敷地内禁煙とすることが決まりました。これを受け、本町では各機関に働きかけ、町内全ての医療機関、保育所、小中高等学校、養護学校、役場本庁および各支所、元気館、町内12公民館などが敷地内禁煙となったところです。また、令和2年4月からは第1種施設以外の多くの人々が利用する全ての施設が原則施設内禁煙となることから、昨年から自治会長・行政協力員・集落保健衛生委員さんなどにご協力をいただき様々な啓発活動等を行ってまいりました。その結果、施設内禁煙に取り組む自治会や集会所等が増えております。今後も令和2年4月に向け更なる啓発活動を行ってまいります。次に、農業委員会委員の選任について申し上げます。現在の任期が3月31日をもって満了することから、昨年12月16日から募集しておりました。このほど応募者が募集人数に達し、農業委員の候補者13名を決定しましたので、本定例会に農業委員の任命の同意について、議案を提出いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。次に、農林業の振興について申し上げます。まず、令和2年産の水稻作付けについて申し上げます。町内各農家から、営農計画書を提出していただいております。2月27日までの集計によりますと、主食用水稻が約1,021ヘクタール、飼料用イネが約57ヘクタールとなっており、おおむね昨年並みの作付けになると見込んでおります。次に、中山間地域等直接支払制度について申し上げます。現在、取り組んでおります第4期対策が今年度末をもって終了し、4月1日から新たに第5期対策がスタートいたします。先般、第5期対策の概要が決定されたことから、町内地域ごと、各集落協定役員の皆さんを対象に説明会を開催し、変更点や留意点を中心に説明をさせていただきました。今後、

各集落協定において積極的に話し合いが進められ、引き続き第5期対策に取り組み、農業生産の維持・発展や地域の活性化などに有効活用していただきたいと考えております。次に、木製製品開発について申し上げます。平成30年度から山村活性化支援交付金事業を活用し、木製製品の商品開発に取り組んでおります。この取り組みは、東京農業大学と連携したものであり、E's-WOODを利用した香木の森ガーデニンググッズとして商品開発などをおこない、すでに東京、大阪、広島、松江の4箇所の商談会や展示会に参加し、バイヤーや消費者のニーズを探っております。県外の業者への販売も始まっており、今後も町産材の利用拡大を図っていきたいと思っております。次に、地域とともにある学校づくり事業について申し上げます。次代の邑南町を担う子ども達を「地域・学校・家庭」が一体となり育てていくことを目的とした地域とともにある学校づくり事業についてですが、10月の「第1回300人委員会」に引き続き12月8日に「第2回300人委員会」、1月26日に「1000人委員会」を開催し、実際に自分たちが各小学校区・中学校区において具体的にできることなどを話し合いました。次に、邑南ドリーム学びの集いについて申し上げます。1月26日午後から、邑南町の良さや暮らしの課題について町内の児童生徒が学習した内容を発表する「おおなんドリーム学びのつどい」を開催しました。町内の小中学校と矢上高校、石見養護学校高等部の計10グループの発表者と来場者約300人が元気館に集い、地域資源を生かした取り組み等、ふるさとの学習について発表しました。また、当日元気館では、小中学生の調べ学習作品展示もあわせて行いました。次に、第13回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰式について申し上げます。1月15日、東京都の国立オリンピック記念青少年総合センターにておこなわれた「第13回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰式」にて、邑南町教育委員会が表彰を受けました。これは「明日の島根を担うキャリア教育推進事業」委託事業「みんなのまちづくりプロジェクト事業」に平成29年度・30年度の2年間取り組んだ、学校と地域が協働で子どもを育むキャリア教育の成果が認められ、島根県教育委員会より推薦を受け受賞をいたしました。次に、部活動等の全国大会参加状況について申し上げます。2月3日から長野県の湯沢温泉スキー場で開催された第57回全国中学校スキー大会の男子スラロームとジャイアントスラロームの部に瑞穂中学校3年生の佐々木康汰さんが出場されました。佐々木さんの功績をたたえ、これからの活躍を期待いたします。次に、3月26日から三重県伊勢市で第31回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会、続いて29日に三重県四日市市で第5回全国ミズノカップジュニア選抜ソフトテニス選手権の両大会に、羽須美中学校2年生の岡崎嗣乃さん、三上陽芽さんが出場される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により中止となりました。大変残念な事ではありますが、お二人の功績をたたえ、これからの活躍を期待しております。次に、生涯学習課関係について申し上げます。3月29日から31日まで千葉県白子町で第19回全国小学生ソフトテニス大会に、口羽小学校の平佐凄鳳さん、三上瑛大さん、栗原悠成さん、岡崎尊さん、阿須那小学校の上口紗和さん、井上結衣奈さんが出場される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により中止となりました。大変残念な事ではありますが、皆様の最後まで全力を出し切り、自分たちの手で勝ち取った結果を称えたいと思います。つづきまして、今年度実施をいたしましたフィンランド共和国国際交流派遣事業でございます。昨年12月18日から27日までの10日間、総勢20人の交流団を派遣しました。今年度は、出発前の事前学習会において、インターネットを介しての

交流、また、物を介しての文化ボックス交流等、相互交流を実施しました。更に、参加の生徒に現地でどのような学習がしたいか事前にアンケートをとり、可能な限りこのことが学べるよう視察先等工夫し、より学習成果が期待できるプログラムを実施しました。今後、フィンランド共和国で学んできたことを、自身の生活や更には地域で生かしていただきたいと思います。つづきまして、いわみスタジアム電光掲示板改修工事でございます。昨年7月29日開催の邑南町議会臨時会にて議決を頂き、進めてまいりましたいわみスタジアム電光掲示板改修工事ですが、先般2月27日に竣工検査を実施し完成の運びとなりました。今後は、今月いっぱいをかけ使用に関しての研修等実施し、4月4日土曜日に計画されています、矢上高等学校野球部練習試合に併せこの電光掲示板の点灯式を開催いたし、その後一般開放してまいりたいと思います。町民の皆様、ふるってご参加いただきというふうに思います。次に、国保直営診療所事業について申し上げます。はじめに、矢上診療所についてでございますが、平成30年9月に開設してから今日まで島根県及び関係機関のご支援をいただき、地域の方へ安心して安全な医療の提供に努めてまいりました。令和2年4月1日からは、石原晋所長の後任に、常勤の医師として宮本雄一先生を迎え、新たな診療体制で運営することになります。宮本先生は、ご家族で邑南町に居住されますので、矢上診療所の近くの空き家を改修し、医師住宅として整備いたしました。また、矢上診療所の隣に民間の保険薬局が開設されることになり、現在、建築工事中でございます。これまで院外処方を行うに当たり、患者さんにご不便をおかけしておりましたが、それも解消されると思っております。次に、阿須那診療所でございますが、令和元年7月から河野医院の院長である河野圭一先生に所長として診療に携わっていただいております。これに伴い、従来、未利用となっていました阿須那地区の医師住宅につきましては、今後も医師住宅としての利用見込みがないことから用途廃止を行い、普通財産として施設の有効活用を検討してまいりたいと考えます。本定例会に、邑南町国民健康保険直営診療所条例及び邑南町医師住宅管理条例の一部改正を提出しております。次に、邑南町発注の公共工事についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●山中議長（山中康樹）      以上で、町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 報告事項

●山中議長（山中康樹） 日程第6、報告事項。報告第1号、専決処分の報告について。報告第2号、専決処分の報告について。報告第3号、例月現金出納検査結果報告について。報告第4号、令和元年度定期監査報告について。以上、4件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

## 日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決 (先議)

●山中議長（山中康樹） 日程第7、先議といたしまして、議案第2号、副町長の選任の同意についてを議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第2号の上程に先立ちまして、議案に関係する日高副町長には退場をお願い致します。

（日高副町長退場）

●山中議長（山中康樹） それでは、提出者からの提案理由の説明を求めます

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第2号、副町長の選任の同意についての提案理由をご説明いたします。本議案は、今年3月1日に任期満了を迎える日高輝和氏を副町長として引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。日高氏は、昭和57年8月旧瑞穂町役場に奉職され、平成14年7月から邑南町三町村合併協議会事務局に勤務となり、そして合併後の邑南町役場においては、生涯学習課社会教育係長、定住企画課長補佐、企画財政課長補佐、平成25年4月から企画財政課長と歴任され、その重責を果たしてこられました。人格・識見ともに優れておられ、副町長として適任であると考えますので、よろしく願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。議案第2号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第2号に対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第2号副町長の選任の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで、退場者の入場を求めます。

（退場者入場、事務局誘導）

●山中議長（山中康樹） ただいまの結果につきましては、原案に同意することに決定いたしましたのでお知らせいたします。

●山中議長（山中康樹） ここで、日高副町長より発言の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。よって、日高副町長の発言を許可いたします。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 失礼をいたします。山中議長から発言の許可をいただきましたので一言ご挨拶をさせていただきます。ただ今は、副町長に再任ということで選任の同意をいただきまして本当にありがとうございます。この重責に対しまして身の引き締まる思いであります。石橋町長を支え、「こころかよわせ共に作る邑南の里」を目指しまして、誠心誠意努力してまいりたいと思っております。大変、ただいまコロナウイルス等の対策等非常に大きな今まで経験してないような対応も考えられることとなっておりますけれども、職員の皆さんの協力もいただきながら、一致団結結集しまして対応していきたいと思っております。今後とも緊張感をもってあたって参りたいと思っておりますので、引き続きまして皆様方にはご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、同意に対するご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

**日程第 8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決  
(先議)**

●山中議長（山中康樹） 日程第 8、議案第 3 号、邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第 3 号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございますが、農業委員会委員の選出方法が任命制に変更となり、任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるよう規定されました。しかし困難な場合は議会の同意を得て、少なくとも 4 分の 1 以上とする旨の農業委員会等に関する法律施行規則の適用について同意を求めるものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議案第 3 号、邑南町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、ご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会委員を町長が任命するにあたっては、同法第 8 条第 5 項に「認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない」と規定されております。ただし、認定農業者が少ない場合に限る例外措置として、同法施行規則第 2 条第 2 号に、「農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等または認定農業者に準ずる者とするに議会の同意を得たとき」は、この限りではないとされております。本町の認定農業者数は 55 名であり、委員定数 13 名の 8 倍を下回っておりますので、この例外措置の対象に該当いたします。農業委員会委員の候補者 13 名の内、認定農業者等が 4 名で委員の過半数を占めておりませんが、少なくとも 4 分の 1 の要件を満たしておりますので、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

〜〜〜〜○〜〜〜〜

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。議案第3号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第3号に対する質疑を終わります。

〜〜〜〜○〜〜〜〜

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） （全員賛成・賛成多数）。したがって、議案第3号、邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

## 日程第9 議案の上程、説明、質疑、討論、採決 （先議）

●山中議長（山中康樹） 日程第9、議案第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第４号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待やいじめ・体罰など子供に関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を、議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第４号において推薦につき意見を求めようとする和田清文氏につきましては、長年島根おおち農業協同組合に勤務され、また現在は町内の福祉施設に勤務され高齢者や障がい者の様々な相談に接しておられ、地域の信頼も厚く、人格、見識ともに優れておられることから、島田隆文氏が任期満了を迎えられるにあたり新たにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。議案第４号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第４号に対する質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。議案第４号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第４号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） （全員賛成・賛成多数）。したがって、議案第４号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、意見無しとして答申することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

**日程第10 議案の上程、説明、質疑、討論、採決
(先議)**

●**山中議長（山中康樹）** 日程第10、議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。議案第5号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第6号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第7号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第8号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第9号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第10号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第11号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第12号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第13号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第14号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第15号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第16号、農業委員会委員の任命の同意について。議案第17号、農業委員会委員の任命の同意について。を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者からの提案理由の説明を求めます

○**石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

○**石橋町長（石橋良治）** 邑南町農業委員会委員の任命の同意についてでございますが、農業委員会委員が任命制に変更されたことに伴い、任期満了に伴う次期邑南町農業委員会委員13名を任命させていただくため、議会の同意を求めるものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○**大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 大賀農林振興課長。

○**大賀農林振興課長（大賀定）** 議案第5号から議案第17号までの、邑南町農業委員会委員の任命の同意について、ご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、「委員は、町長が議会の同意を得て任命する」とされております。この度、任期満了に伴う農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。議案第5号の古川初登氏は、邑南町日貫にお住まいの農業者でございます。議案第6号の種克也氏は、邑南町阿須那にお住まいの兼業農家でございます。議案第7号の服部信彦氏は、邑南町上亀谷にお住まいの認定農業者でございます。議案第8号の玄羽和幸氏は、邑南町八色石にお住まいの農業者でございます。議案第9号の沖田浩氏は、邑南町岩屋にお住まいの認定農業者でございます。議案第10号の末田麻里江氏は、邑南町阿須那にお住まいの利害関係を有しないものに該当する方でございます。議案第11号の大石幹夫氏は、邑南町日和にお住まいの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。議案第12号の日野静則氏は、邑南町中野にお住ま

いの農業者でございます。議案第13号の椿徹氏は、邑南町高見にお住まいの認定農業者である農事組合法人の元役員でございます。議案第14号の宮本武氏は、邑南町井原にお住まいの農業者でございます。議案第15号の三上孝行氏は、邑南町上田にお住まいの兼業農家でございます。議案第16号の高木敏彦氏は、邑南町市木にお住まいの兼業農家でございます。議案第17号の植田眞二氏は、邑南町矢上にお住まいの認定農業者である農事組合法人の役員でございます。以上、13名の内、認定農業者等が4名、準ずる者が1名でございます。先ほど、議案第3号で議決をいただきました委員の4分の1を満たしていることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、議案第5号から議案第17号の質疑に入ります。はじめに議案第5号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第5号に対する質疑を終わります。続きまして議案第6号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第6号に対する質疑を終わります。続きまして議案第7号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第7号に対する質疑を終わります。続きまして議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第8号に対する質疑を終わります。続きまして議案第9号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第9号に対する質疑を終わります。続き

まして議案第１０号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１０号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１１号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１１号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１２号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１２号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１３号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１３号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１４号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１４号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１５号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１５号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１６号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１６号に対する質疑を終わります。続きまして議案第１７号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１７号に対する質疑を終わります。

~~~~○~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、討論、採決に入ります。議案第5号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第5号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第6号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第6号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第7号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第7号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第8号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第8号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第9号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第9号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第10号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第10号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第11号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第12号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第13号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 暫時休憩といたします。

—— 午後3時25分 休憩 ——

—— 午後3時30分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第14号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１５号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１５号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第１５号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１６号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第１６号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第１６号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第１７号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成。したがって、議案第17号農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 議案の説明の途中ですが、ただ今から休憩に入らせていただきます。再開は、3時45分とさせていただきます。

—— 午後3時33分 休憩 ——

—— 午後3時45分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。



日程第11 議案の上程、説明

●山中議長（山中康樹） それでは、日程第11、議案の上程、説明に入ります。議案第18号、指定管理者の指定について。議案第19号、邑南町課設置条例の一部改正について。議案第20号、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。議案第21号、邑南町手数料徴収条例の一部改正について。議案第22号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。議案第23号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第24号、邑南町町営バス条例の一部改正について。議案第25号、邑南町バス料金条例の一部改正について。議案第26号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正について。議案第27号、邑南町印鑑条例の一部改正について。議案第28号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について。議案第29号、邑南町医師住宅管理条例の一部改正について。議案第30号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第31号、邑南町香木の森公園条例の一部改正について。議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について。議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について。議案第34号、邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について。議案第35号、邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について。議案第36号、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例の一部改正について。議案第37号、邑南町グラウンド等施設条例の一部改正について。議案第38号、瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正について。議案第39号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止について。議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第41号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について。議案第42号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更について。議案第43号、町道の路線の廃止について。議案第44号、町道の路線の認定について。議

案第45号、工事請負契約の変更契約の締結について。議案第46号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第7号について。議案第47号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について。議案第48号、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について。議案第49号、令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について。議案第50号、令和元年度邑南町水道事業会計補正予算第4号について。議案第51号、令和2年度邑南町一般会計予算について。議案第52号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第53号、令和2年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。議案第54号、令和2年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について。議案第55号、令和2年度邑南町下水道事業特別会計予算について。議案第56号、令和2年度邑南町電気通信事業特別会計予算について。議案第57号、令和2年度邑南町水道事業会計予算について。以上、40議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。



(議案第18号)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第18号の提案理由をご説明申し上げます。議案第18号、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。邑南町集団宿泊研修施設の指定管理者を「一般社団法人コミュニティパートナーズ」に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から説明させますので、よろしくお願いします。

○日高商工観光課長（日高始） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） 議案第18号、邑南町集団宿泊研修施設「久喜林間学舎」の指定管理につきましては、先般庁議にはかり、指名による指定管理者として、「一般社団法人コミュニティパートナーズ」を指定し本日提案させていただくものでございます。当該施設は、平成26年4月から、「一般社団法人コミュニティパートナーズ」が指定管理を行っており、昨年、平成31年4月から再度指定期間を1年間として指定しておりました。今年度の利用状況は前年度と比べほぼ変わらないことや久喜銀山遺跡の国の史跡指定に向けて施設内に展示してある久喜銀山関係の展示の充実も必要であることなどから、さらに1年間管理体制についての検討が必要と判断し、現状を把握している現在の指定管理者に、指定期間を1年として継続して指定するものでございます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

(議案第19号から議案第39号)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第19号から議案第38号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第19号、邑南町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは、機構改革に伴う改正でございます。次に、議案第20号、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、町税外収入の徴収事務に対する特殊勤務手当を支給するための改正でございます。次に、議案第21号、邑南町手数料徴収条例の一部改正についてでございますが、これは、条文内容の修正に伴う改正でございます。次に、議案第22号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、採用条件の追加及び手当の支給に関する改正でございます。次に、議案第23号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、人事院勧告に伴う適用給料表等の改正でございます。次に、議案第24号、邑南町町営バス条例の一部改正についてでございますが、これは、バス路線の廃止に伴う条例の改正でございます。次に、議案第25号、邑南町バス料金条例の一部改正についてでございますが、これは、町営バス路線の廃止による該当路線の料金及び定期券の削除に伴う改正でございます。次に、議案第26号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正についてでございますが、これは、名称変更及び期間の延長に伴う改正でございます。次に、議案第27号、邑南町印鑑条例の一部改正についてでございますが、これは、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う改正でございます。次に、議案第28号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてでございますが、これは、職員及び職務の内容の変更に伴う改正でございます。次に、議案第29号、邑南町医師住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、設置場所及び使用料の変更に伴う改正でございます。次に、議案第30号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これは、放課後児童クラブ支援員の配置などの基準の変更に伴う改正でございます。次に、議案第31号、邑南町香木の森公園条例の一部改正についてでございますが、これは、香木の森公園内の施設の利用目的及び位置の変更などに伴う改正でございます。次に、議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは、基金の増額をするための改正でございます。次に、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第34号、邑南町特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について、議案第35号、邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について、議案第36号、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、いずれも入居条件などの変更に伴う改正でございます。次に、議案第37号、邑南町グラウンド等施設条例の一部改正についてでございますが、これは、電光掲示板の使用に伴う使用料の改正でございます。次に、議案第38号、瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正についてでございますが、こ

れは、施設利用に伴う入館料の改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第19号、邑南町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、条例第1条に町長の権限に属する事務を分掌する課として現在11の課を置くとして規定しておりますが、ここに医療政策課を新設して12課にしようとするものでございます。それでは新旧対照表の3分の1ページをご覧ください。第1条では水道課と保健課の間に医療政策課を新設し挿入いたします。第2条では各課の分掌する事務を定めております。3分の3ページをご覧ください。医療政策課の分掌は「保健医療福祉の人材確保に関すること」、「地域医療構想計画に関すること」としてしております。また、3分の2ページの町民課の分掌では国民健康保険に関することとして一括記載しておりましたが、この度の改正に合わせ「国民健康保険直営診療所に関すること」、「後期高齢者医療保険に関すること」の2つを追加したいと思っております。さらに、3分の2ページの農林振興課の分掌に（6）農林商工等連携サポートセンターに関することというものがございますが、サポートセンターはすでにごございませんので削除し、3分の3ページで商工観光課内に（7）として「農林商工等サポート事業に関すること」を追加しようとするものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行すると定めております。議案第20号、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、これまで徴収事務で特殊勤務手当の支給対象となるのは町税の徴収についてのみでありましたが、昨年度制定した債権管理条例に基づいて徴収事務を行う他の収入金についても、町税と同様の手当を支給することにより、業務間の均衡を図ろうとするものでございます。それでは新旧対照表の2分の1ページをご覧ください。現行では第2条において特殊勤務手当の種類として第1号に徴税手当と定めておりますところを、改正後案では徴税等手当とすることで、債権管理条例に基づいて徴収事務を行う他の収入金についても町税と同様の扱いをすることといたします。同様に第3条にも「徴税手当」という文言が出てまいりますので、これらを「徴税等手当」に改正しようとするものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行すると定めております。議案第21号、邑南町手数料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、条例第2条第7号に定める島根県屋外広告物設置条例の引用条文を改めること及び条例第2条第16号に定める住民基本台帳法の法令番号を追記しようとするものでございます。それでは新旧対照表をご覧ください。条例第2条第7号に定める島根県屋外広告物設置条例の引用条文を現行では「第22条第1項の規定による」としてありますが、島根県条例の改定に合わせ「第4条、第5条第3項、第7条第3項又は第8条第1項に基づく許可に係る」に改め、第16号の住民基本台帳法の次に「（昭和42年法律第81号）」の法令番号を追記しようとするものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則でこの条例は、公布の日から施行す

ると定めております。議案第22号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、地方自治法の一部改正及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期付短時間勤務職員を採用する場合の条件を追加するとともに、任期の特例を上位法の規定に基づいて追加し、手当の支給について関係条文を改正しようとするものでございます。それでは新旧対照表の3分の1ページをご覧ください。第3条第1項、第2項は補助的な雇用について述べておりますが、ここに第3項第1号として職員が介護休暇を取得した場合と、第2号として育児休業を取得した場合を追加しております。続いて新旧対照表の3分の2ページをご覧ください。改正後案では第4条を新設しております、任期の特例を追加しております。これは通常任期を3年としているところを、特に3年を超える任期を定める必要がある場合には条例に定めることが上位法に規定されていることに伴う新設でございます。次に、条ずれによりまして、現行の第5条が第6条となった給与に関する特例についてでございます。第3項でこれまで一時金を業績手当として支給するとしていた部分を削除し、新たに第4項として期末手当及び勤勉手当として支給することとしております。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行すると定めております。議案第23号、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表が、行政職給料表（一）表の1級及び2級を使用しているため、昨年12月議会定例会で行政職給料表（一）表の改定をしたことに合わせようとするものでございます。また、パートタイム会計年度任用職員の報酬についても行政職給料表（一）表の改定に合わせようとするための改定でございます。附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行すると定めております。以上議案第19号から第23号まで地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○三上地域みらい課長（三上直樹）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 三上地域みらい課長。

**○三上地域みらい課長（三上直樹）** 議案第24号、邑南町町営バス条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、令和元年12月議会において安芸高田市を走る邑南町町営バス高宮線を廃止することについて、安芸高田市と協議することに同意を頂いておりました。この度、安芸高田市における所定の手続きが整ったことに伴い、条例から路線を削除するものです。また、三江線代替交通の「宇都井口羽線」、「江平上ヶ畑区域運行」及び「引城区域運行」を、NPO法人はすみ振興会が運行する、公共交通空白地有償運送に移行することについて、三江線沿線地域公共交通活性化協議会、邑南町地域公共交通会議及び邑南町有償運送運営協議会での協議が整ったことに伴い、町営バス条例から削除するものです。3ページめくって頂きまして、邑南町町営バス条例新旧対照表の2分の1ページをご覧ください。右側、現行の第4条第1号路線運行の路線名及び運行区間の、路線名2「高宮線」、路線名4「宇都井口羽線」を削除いたします。2分の2ページをご覧ください。第2号区域運行の区域名、対象区域及び運行先の「江平上ヶ畑区域」、「引城区域」を削除いたします。条例の

改正文にお戻りください。2枚目の附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。次に議案第25号、邑南町バス料金条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、邑南町町営バス条例の一部改正によるバス路線の廃止に伴い、町営バス「高宮線」の料金表を削除するものです。2ページめくって頂きまして、邑南町バス料金条例新旧対照表の2分の1ページをご覧ください。右側、現行の別表第2第3号の町営バス高宮線普通料金表を削除し、第4号を第3号に改正いたします。2分の2ページをご覧ください。別表第3第2号町外連絡定期券1から高宮線を削除いたします。条例の改正文にお戻りください。附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。次に議案第26号、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、本年が第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年となり、本基金条例が令和2年3月31日でその効力を失うことから、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間にあわせ条例の期間を延長するものです。また、創生総合戦略の名称を計画の記述にあわせ改正しようとするものです。2ページめくって頂きまして、邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例新旧対照表をご覧ください。右側現行の第1条（設置）の「邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「邑南町版総合戦略」という。）」を「邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「邑南町総合戦略」という。）」に改正し、第5条（処分）の「邑南町版総合戦略」を、「邑南町総合戦略」に改正いたします。また、付則第2項（この条例の失効）中、令和2年3月31日を、令和7年3月31日に改正いたします。条例の改正文にお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行する。以上、議案第24号から議案第26号まで地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

**○種町民課長（種由美）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 種町民課長。

**○種町民課長（種由美）** 議案第27号から第29号まで3議案について、ご説明申し上げます。はじめに議案第27号、邑南町印鑑条例の一部改正についてでございます。この度の改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、同様の改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。第2条は、印鑑の登録資格の規定でございます。第2条第2項第2号でございますが、現行の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。これは、これまで成年被後見人であれば一律に印鑑登録ができないとしていたところを、成年被後見人であっても意思能力があれば印鑑登録をすることができるということになります。条例の改正文にお戻りいただき、附則でございますが、公布の日から施行することとしております。続きまして、議案第28号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、職員の名称等の整理及び診療所長と所管課長の事務分担を明文化するために行うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。はじめに、第4条職員の規定でございますが、現行の第1項「所長」を「診療所長」と名称を改めるものでございます。また、「事務長」を

削除し、これに伴い、同条第4項の規定も削除するものでございます。次に、第5条職務の規定でございますが、現行の第1項に診療所長の職務について、ただし書きを加えるとともに、第2項の事務長の規定は削除し、第3項を第2項に繰り上げ、第3項に所管課長の職務の規定を新設するものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。続きまして、議案第29号、邑南町医師住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、邑南町医師住宅の設置場所及び使用料を改正するものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。第3条でございますが、現行の設置場所「阿須那45番地4」を「矢上3945番地」に改めるものでございます。これは、阿須那地区の医師住宅は用途廃止することとし、矢上地区に医師住宅を設置するものでございます。これに伴い、医師住宅の使用料も変更となりますので、第9条の現行の使用料「月額9,000円」を「月額22,000円」に改正するものでございます。それでは、条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、公布の日から施行でございます。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議案第30号、邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、今年の「第9次地方分権一括法」の公布において、令和2年度より「放課後児童クラブ」の職員の配置基準と資格要件等については、「従うべき基準」ではなく、「参酌すべき基準」とする、いわゆる「参酌化」の方針が国より示されたことに伴いまして、これら基準等の一部について見直しを加えるものでございます。具体的には、新旧対照表2分の1ページをご覧ください。第10条第2項では、放課後児童クラブごとに、職員を各2人以上配置することとしていますが、今回、同条に第6項として、「平日夕方遅い時間及び土日等の児童が少ない時間帯においては、1人とすることができる。」との規定を加え、比較的職員確保が困難と言われる時間帯での職員確保に配慮しようとするものでございます。第3項では、その職員である「放課後児童支援員」の資格要件として、基礎資格に加え、都道府県が実施する研修の修了を必須としていますが、今回の改正では、研修が未受講でも基礎資格があれば「放課後児童支援員」とみなす、現行の附則第2項の経過措置を、令和5年3月末まで3年間延長しようとするもので、延長した「みなし期間」中での研修修了者の拡大をめざし、今後、複数の支援員配置による安定的な職員体制を目的とするものでございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則において、この条例の施行日は、令和2年4月1日からとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○日高商工観光課長（日高始） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長（日高始） 議案第31号、邑南町香木の森公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。この事につきましては、テニスコートを条例から削除し用途廃止をすること。また、その他の施設については地籍調査の完了により所在する番地が確定しましたので、所在の位置について改正を行うものでございます。2枚めくっていただいて新旧対照表で説明をさせていただきます。2分の1ページをご覧ください。第2条中改正後として「テニスコート」を削除し、また、「テニスコート附属施設」は、「旧」を付け加えて「旧テニスコート附属施設」に、また下線を引いた所在の位置については番地の修正を行うものでございます。また、2分の2ページの別表につきましては、テニスコートの記述を削除するものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○口羽保健課長（口羽正彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 口羽保健課長。

○口羽保健課長（口羽正彦） 議案第32号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてご説明いたします。本町では、平成23年度から邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材育成を目的に奨学基金を設け学資の貸与を行っております。この度の条例の一部改正につきましては、令和2年度以降に奨学金貸与を実施するためには基金が不足するため、基金の増額をしようとするものです。それでは、「新旧対照表」1分の1ページをご覧ください。第2条第1項中、基金の額「1億9,500万円」を、「2億1,500万円」に改めるものです。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行すると規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 議案第33号から議案第36号まで、ご説明申し上げます。はじめに、議案第33号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、国の技術的な助言や民法の改正、公営住宅法の改正等に伴い邑南町町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。はじめに、町営住宅の入居者募集は特別な事由がある場合は、邑南町町営住宅管理条例第5条に公募の例外として掲げているところでございます。その中の配偶者等からの暴力被害者、いわゆるDV被害者につきましては、地方自治法第245条の4第1項に基づく国からの技術的な助言として、緊急に迫られた場合は女性相

談センターによる避難所等の対応が望ましく、それ以外のDV被害者は優先入居の取り扱いが  
適当との助言により改正するものでございます。邑南町町営住宅管理条例新旧対照表でご説明  
申し上げます。9分の1ページをお開きください。現行の第5条第7号を削除し、第8号を第  
7号といたします。続きまして9分の2ページ、第9条第4項でございます。現行の条文下線  
部を、改正後（案）では「次に掲げるものには」に改め9分の3ページの同項に第1号、第2  
号、第4号とし、9分の1ページの現行の第5条第7号を削除しました条文を第3号として加  
えるものでございます。これにより9分の2ページ、現行の第6条第2号オ「前条第7号」を  
改正後（案）では「第9条第4項第3号」に改めるものでございます。続きまして、改正民法  
が令和2年4月1日から施行されます。これには、個人根保証契約には保証人が支払う責任を  
負う金額の上限となる「極度額」の設定が必要となること、また敷金の充当内容の明文化や法  
定利率等も改正されます。また国から、連帯保証人について単身高齢者が増える中、連帯保証  
人の確保が入居者の妨げにならないよう配慮する等の通知により、保証人の人数を2人から1  
人に変更するものでございます。邑南町町営住宅管理条例新旧対照表9分の3ページの下から  
9分の4ページをお開き下さい。第11条第1項第1号、現行の下線部「2人」を改正後（案）  
では、「1人」に改正いたします。また、9分の5ページ、第19条の敷金でございます。現  
行の第5項を改正後（案）で第6項とし、第4項現行下線部の「未納の家賃」を改正後（案）  
では「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め第5項とし、第  
3項現行下線部の「未納の家賃」を改正後（案）では「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を  
目的とする債務の不履行」に改め第4項とし、新たに第3項として敷金の充当についての条文  
の加えるものでございます。9分の8ページの第42条でございます。現行の第3項の下線部  
「年5パーセントの割合」を改正後（案）では「法定利率」に改めるものでございます。次に、  
公営住宅法の改正に伴い、収入申告が困難な方への家賃の算定について示されました。邑南町  
町営住宅管理条例新旧対照表9分の4ページをお開きください。第14条でございます。町営  
住宅の入居者で介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者、或いは知的障害者福  
祉法にいう知的障害者等、公営住宅法施行規則第8条に定める者が、第15条第1項の規定に  
よる収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難  
な事情にあると認めるときの家賃の算定方法が示された条文を第4項として加えるものでご  
ざいます。以下のご説明は、このことによる改正でございます。次に、第15条でございます。  
第2項の現行下線部「第8条」を改正後（案）では第7条に改めるものでございます。次に、  
9分の5ページから9分の6ページにかけての第31条でございます。第1項に「又は第4項」  
を加え改めるものでございます。次に第33条でございます。第1項に「及び第4項並びに」  
を加え、第36条第1項に「若しくは第4項」を加え、それぞれ改めるものでございます。9  
分の7ページの第39条と第40条に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」  
にそれぞれ改めるものでございます。次に、第40条に「若しくは第4項」を加え、「第11  
条」を「第12条」に改めるものでございます。次に、9分の8ページから9分の9ページに  
かけて、第53条第1項と第54条、第55条にそれぞれ「若しくは第4項」を加え改めるも  
のでございます。条例改正文に戻っていただいて、3枚目をお開きください。附則で、令和2  
年4月1日から施行することにしております。つづきまして、議案第34号、邑南町特定優良  
賃貸住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、民法の改正

等に伴い邑南町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正するものでございます。改正民法が令和2年4月1日から施行されます。これには、個人の根保証契約には保証人が支払う責任を負う金額の上限となる「極度額」の設定が必要となること。また、敷金の充当内容の明文化等が改正されます。また、国から保証人について単身高齢者が増える中、連帯保証人の確保が入居者の妨げにならないよう配慮する等の通知により、保証人の人数を2人から1人に変更するものでございます。邑南町特定優良賃貸住宅管理条例新旧対照表でご説明申し上げます。2分の1ページ、第11条をご覧ください。第1項第1号現行の下線部「2人」を、改正後（案）では「1人」に改正いたします。次に敷金でございます。第17条、現行の第3項現行下線部の「家賃の滞納その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示した上で」を、改正後（案）では「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは」に改め第4項とし、新たに第3項として敷金の充当についての条文の加えるものでございます。条例改正文に戻っていただきまして、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。つづきまして、議案第35号、邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げました、議案第34号と同様でございますけれども、民法の改正等に伴い邑南町若者定住促進住宅条例の一部を改正するものでございます。邑南町若者定住促進住宅管理条例新旧対照表でご説明申し上げます。2分の1ページ、第9条第1項第2号現行の下線部「2人」を改め、改正後（案）では、「1人」に改正いたします。次に、昨年の条例改正に伴い第12条、現行の第2項第2号下線部「特定公共賃貸住宅」を、改正後（案）では、「特定優良賃貸住宅」に改正いたします。次に、2分の2ページ第16条でございます。現行の4項を改正後（案）で第5項とし、第3項現行下線部の「未納の家賃」を改正後（案）では「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め第4項とし、新たに第3項として敷金の充当についての条文の加えるものでございます。条例改正文に戻っていただきまして、附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。最後に、議案第36号、邑南町UIターン者定住促進住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案第35号同様の、民法改正等に伴い邑南町若者定住住宅、あ、邑南町UIターン者定住促進住宅条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明申し上げます。2分の1ページ、第9条第1項第2号でございます。現行の下線部「2人」を、改正後（案）では「1人」に改正いたします。次に、第16条、現行の第4項を改正後（案）で第5項とし、第3項現行下線部の「未納の家賃」を改正後（案）では「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め第4項とし、新たに第3項として敷金の充当についての条文の加えるものでございます。条例改正文に戻っていただきまして、附則でこの条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。以上、議案第33号から議案第36号まで、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○大橋生涯学習課長（大橋寛） 番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。

**○大橋生涯学習課長（大橋覚）** 議案第37号、邑南町グラウンド等施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、今年度建設いたしましたいわみスタジアム電光掲示板につきまして、その使用料を新たに設定するものでございます。2ページをめくっていただき、新旧対照表にてご説明申し上げます。別表第8条の表中内の使用料の改正でございます。電光掲示板の全面を使用する場合、1時間税込み330円、上部のみを使用する場合は1時間税込み165円を設定をし、備考につきまして、あらたに、ウといたしまして「ただし、電光掲示板については、ア、イに該当するものであっても上記使用料金とする」といたします。条例の改正文にお戻りください。改正文の附則で、施行日を令和2年4月1日としております。つづきまして、議案第38号、瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は町内外の方々に年間を通して多数のご来場をいただけるよう、年間使用料を新たに設定するものでございます。2ページをめくっていただき、新旧対照表にてご説明申し上げます。別表第3条の表中内入館料の改正でございます。年間入館料を一人につき、それぞれ税込みで大人1,000円、小人500円を設定するものでございます。条例の改正文にお戻りください。改正文の附則で、施行日を令和2年4月1日としております。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（議案第39号）

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第39号の提案理由をご説明申し上げます。議案第39号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止についてでございますが、これは、貸付申請期間終了に伴い条例を廃止するものでございます。詳細につきましては、地域みらい課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○三上地域みらい課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上地域みらい課長。

○三上地域みらい課長（三上直樹） 議案第39号、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の廃止についてご説明申し上げます。この条例は、地区別戦略の実現に向けて、地域住民組織等が主体となって取り組む活動を支援するために、資金の貸し付けを行うために平成28年3月に設置したものです。この間資金を貸し付けた団体は1団体で、ほかに資金貸付を希望する団体が無いことから、第1期の地区別戦略の終了に併せ廃止しようとするものでございます。1ページめくって頂きまして、条例案をご覧ください。邑南町地区別戦略資金貸付基金条例は廃

止する。附則第1項、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。第2項、経過措置。この条例の施行の日の前日において現にこの条例による廃止前の邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の規定により貸し付けられた地区別戦略資金の貸付対象等、貸付条件及び繰上償還については、なお従前の例による。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。



(議案第40号)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第40号の提案理由をご説明申し上げます。議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の制定についてでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が創設され、昨年9月定例会において「邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定したことに伴って関係条例を整備するものでございます。第1条は交通安全指導員の位置づけが、会計年度任用職員となることに伴う、邑南町交通安全指導員の設置に関する条例の一部改正でございます。同様にこれまで非常勤特別職としてまいりました公民館長、図書館長、郷土館長、しごとづくりセンター長、国際交流員、外国語指導助手等の職につきましても会計年度任用職員に位置付けられますので、第9条の中で削除しております。そのほか、邑南町職員の勤務労働条件などにかかわる条例において対応する部分を一括して改正しようとするものでございます。附則でこの条例は、令和2年4月1日から施行すると定めております。地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。



(議案第41号及び議案第42号)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第41号から議案第42号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第41号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございますが、これは、新規事業の追加に伴う既存計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第42号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてでございますが、これは、子ども・子育て支援事業計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○三上地域みらい課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上地域みらい課長。

○三上地域みらい課長（三上直樹） 議案第41号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明申し上げます。この度の計画変更は、新規事業の追加に伴う、計画の一部変更でございます。1ページめくって頂きまして、邑南町過疎地域自立促進計画（変更）をご覧ください。左側変更後の31ページ（2）経営近代化施設6行に、令和2年度に着手予定の「農業用ハウス等リース支援事業」を追加しております。なお、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、計画変更には島根県との協議を要する事になっており、協議の結果、本年2月17日付けで「異議なし」との回答を得ております。以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものです。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議案第42号、邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明いたします。「邑南町地域保健福祉計画」は、「地域福祉」「高齢者福祉」「障がい者」「障がい福祉」「子ども・子育て支援事業」「健康増進」の6つの計画の総合計画として策定しております。このうち、平成27年度に策定し5年間の計画期間を満了する「子ども・子育て支援事業計画」について、このたび令和2年度から5年間の第2期計画として改訂するものでございます。計画は、「総合振興計画」や「日本一の子育て村基本構想」などと整合・連携を図りつつ概ね現行計画を踏襲した内容としており、改訂作業にあたっては平成30年度に事前の「ニーズ調査」を行い、本年度には「日本一の子育て村推進本部3部会合同会議」「パブリックコメント」「児童福祉審議会」「地域保健福祉計画推進協議会」を経ております。それでは、議案別紙の「邑南町みんな幸福（しあわせ）プラン」により主な変更点についてご説明いたします。まず、構成については、章立てを変更し、別紙の3枚目にあたります131ペ

ージからの「4 施策の展開」以降の各施策項目ごとに「実施目標」を組み入れ、また、主な事業の必要量と実施見込みを推計した「事業量の見込みと確保方策」を計画後半の170ページから掲載しております。内容に関する変更点としては、事前の「ニーズ調査」によると、この5年間で母親の就労率や父親の育児参加の率の上昇など子どもを取り巻く環境が変化しており、また、「核家族化」などの家庭状況の変化や近年増加しつつある「貧困」や「ひきこもり」などの配慮を要する課題から、そういった子どもたちを一人も取り残さない支援が必要となっております。こうした状況をふまえ、163ページ後段には「青少年の社会的自立に向けた支援」や「子どもの貧困対策」などの新たな施策内容を加えております。また、139ページの表の後段にもありますように、「産後ケア」などをはじめ、妊娠期から切れ目のない支援も重点施策として追加しますとともに、その前のページ138ページ中段に追加しております。平成29年度から子育てに関するワンストップ窓口「子どもまるごと相談室」を設けておりますが、包括的で安心して相談できる体制づくりを一層推進し関係部局・関係機関が連携して子育てする保護者や子どもたちに寄り添った支援ができるよう、計画を改訂しようとするものでございます。以上、「子ども・子育て支援事業計画」の改訂による「邑南町地域保健福祉計画」の一部変更について、地方自治法第96条第2項及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) お諮りをいたします。議案の提案理由の説明途中でございますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) ないようですので、本日はこれで延会をすることに決定をいたしました。本日はこれにて延会をいたします。ご苦労様でございました。

—— 午後4時54分 延会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員